

東北地区地域協議会資料

資料3

- 【資料1】 東北地域の技能実習生の在留状況（平成30年～令和5年）
- 【資料2】 技能実習生の失踪者数の推移（平成25年～令和4年）
- 【資料3】 都道府県別失踪技能実習生数（平成30年～令和4年）
- 【資料4】 職種別・技能実習生失踪者数（平成30年～令和4年）
- 【資料5】 失踪技能実習生を減少させるための施策
- 【資料6】 外国人技能実習生の失踪を発生させないために
- 【資料7】 外国人を雇用する受入機関の皆さんへ（交換ノートに係るポスター・リーフレット）
- 【資料8】 にほんではたらくみなさんへ（交換ノートに係るリーフレット）
- 【資料9】 乱暴防止リーフレット
- 【資料10】 監理団体・実習実施者の皆様へ（妊娠・出産に係るリーフレット）
- 【資料11】 妊娠中の技能実習生のみなさんへ（妊娠・出産に係るリーフレット）
- 【資料12】 職種・作業別在留資格「技能実習」に係る在留者数（令和5年末）
- 【資料13】 改正法の概要

東北地域の技能実習生の在留状況

在留技能実習生の推移

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
青森県	2,099	2,552	2,354	1,835	2,363	2,948
岩手県	2,991	3,713	3,185	2,324	2,633	3,460
宮城県	4,030	5,017	4,316	3,351	3,835	5,161
秋田県	1,064	1,349	1,273	996	1,205	1,699
山形県	2,094	2,672	2,351	1,702	1,864	2,540
福島県	3,888	4,958	4,219	3,097	3,383	4,633
東北合計	16,166	20,261	17,698	13,305	15,283	20,441

※平成30年から令和5年末現在、在留資格「技能実習1号イ・ロ」、「技能実習2号イ・ロ」、「技能実習3号イ・ロ」に係る在留外国人

在留外国人に占める技能実習生の割合（令和5年）

	総数	技能実習生	技能実習生の割合
青森県	7,797	2,948	37.81%
岩手県	10,173	3,460	34.01%
宮城県	27,009	5,161	19.11%
秋田県	5,280	1,699	32.18%
山形県	9,326	2,540	27.24%
福島県	18,070	4,633	25.64%
東北合計	77,655	20,441	26.32%

全国	3,410,992	404,556	11.86%
----	-----------	---------	--------

東北地域の割合	2.28%	5.05%	
---------	-------	-------	--

※令和5年末現在の在留資格「技能実習1号イ・ロ」、「技能実習2号イ・ロ」、「技能実習3号イ・ロ」に係る在留外国人

技能実習生の失踪者数の推移(平成25年～令和4年)

\	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
総 数	3,566	4,847	5,803	5,058	7,089	9,052	8,796	5,885	7,167	9,006
ベ ト ナ ム	828	1,022	1,705	2,025	3,751	5,801	6,105	3,741	4,772	6,016
中 国	2,313	3,065	3,116	1,987	1,594	1,537	1,330	964	896	922
カンボジア	-	-	58	284	656	758	462	494	667	829
ミャンマー	7	107	336	216	446	345	347	250	447	607
インドネシア	114	276	252	200	242	339	307	240	208	367
タ イ	64	50	34	37	95	82	61	62	74	70
フィリピン	52	56	88	91	89	65	85	48	47	70
モンゴル	39	29	36	31	31	38	42	36	31	55
ラ オ ス	-	-	-	-	-	14	16	3	8	11
バングラデシュ	-	-	-	-	-	19	17	13	1	5
そ の 他	149	242	178	187	185	54	24	34	16	54

(注1) 失踪者数は、在留資格「技能実習」をもって本邦在留中に、監理団体等から外国人技能実習機構に対し、「行方不明」となった旨の技能実習実施困難時届出書が提出された者を集計したもの(技能実習終了後に、帰国困難等の理由により他の在留資格へ変更となった者は含まない。)

(注2) 「カンボジア」は平成27年分から、「ラオス」及び「バングラデシュ」は平成30年分から集計方法を見直したため計上が可能となったものである(それ以前の「カンボジア」、「ラオス」及び「バングラデシュ」の数値については、「その他」として集計していたため計上できない。)

都道府県別失踪技能実習生数

都道府県名	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
総計	9,052	8,796	5,885	7,167	9,006
北海道	273	283	154	192	300
青森県	77	43	44	52	85
岩手県	79	65	31	38	61
宮城県	122	122	66	55	84
秋田県	15	14	24	39	25
山形県	40	48	46	49	74
福島県	91	86	57	77	88
茨城県	562	477	320	417	405
栃木県	141	152	94	131	134
群馬県	224	219	157	152	190
埼玉県	481	526	382	397	509
千葉県	496	550	357	384	466
東京都	598	538	367	385	588
神奈川県	367	355	275	336	405
新潟県	68	71	54	61	103
富山県	157	174	100	144	106
石川県	82	132	90	77	128
福井県	125	122	101	103	108
山梨県	25	35	31	38	58
長野県	189	196	89	100	144
岐阜県	360	278	208	215	297
静岡県	256	234	140	188	262
愛知県	833	729	517	572	761
三重県	165	178	134	141	161
滋賀県	61	52	64	56	71
京都府	82	95	94	76	101
大阪府	444	397	307	454	585
兵庫県	205	168	135	208	283
奈良県	61	60	37	63	68
和歌山県	22	17	23	28	41
鳥取県	53	47	15	32	38
島根県	37	48	35	37	40
岡山県	193	199	109	183	221
広島県	363	313	198	234	316
山口県	106	153	66	97	98
徳島県	97	78	31	81	78
香川県	175	156	64	80	115
愛媛県	128	109	71	133	142
高知県	46	47	20	36	33
福岡県	347	346	247	350	389
佐賀県	59	76	30	47	49
長崎県	108	90	59	78	101
熊本県	244	266	156	133	183
大分県	114	71	68	82	115
宮崎県	104	141	72	88	117
鹿児島県	111	168	92	121	163
沖縄県	66	72	54	127	117

(注) 都道府県は、実習実施者の所在地。

職種別・技能実習生失踪者数(平成30年)

	番号	職種	人数	
農業関係	1	耕種農	1,142	
	2	畜産農	200	
		小計	1,342	
漁業関係	3	漁船漁	16	
	4	養殖	120	
		小計	136	
建設関係	5	さく井	8	
	6	建築板金	32	
	7	冷凍空気調和機器施工	23	
	8	建具製作	8	
	9	建築大工	143	
	10	型枠施工	525	
	11	鉄筋施工	412	
	12	とび	1,389	
	13	石材施工	16	
	14	タイル張り	36	
	15	かわらぶき	30	
	16	左官	125	
	17	配管	126	
	18	熱絶縁施工	19	
	19	内装仕上げ施工	155	
	20	サッシ施工	14	
	21	防水施工	158	
	22	コンクリート送施工	43	
	23	ウエルポイント施工	0	
	24	表装	21	
	25	建設機械施工	332	
	26	築炉	0	
			小計	3,615
	食品製造関係	27	缶詰巻縮	6
		28	食鳥処理工業	58
		29	加熱性水産加工食品製造業	177
30		非加熱性水産加工食品製造業	287	
31		水産練り製品製造業	10	
32		牛豚食肉処理工業	54	
33		ハム・ソーセージ・ベーコン製造	33	
34		パン製	25	
35		そう菜製造業	211	
		小計	861	
繊維・衣服関係	36	紡績運転	21	
	37	織布運	27	
	38	染色	13	
	39	ニット製品製造	7	
	40	たて編ニット生地製造	2	
	41	婦人子供服製造	504	
	42	紳士服製造	28	
	43	下着類製	4	
	44	寝具製	7	
	45	力ベット製	3	
	46	帆布製品製	45	
	47	布はく縫製	7	
	48	座席シット縫製	21	
		小計	689	
機械・金属関係	49	鋳造	59	
	50	鍛造	3	
	51	ダイカスト	12	
	52	機械加工	107	
	53	金属プレス加工	124	
	54	鉄工	82	
	55	工場板金	22	
	56	めっき	23	
	57	アルミニウム陽極酸化処理	1	
	58	仕上げ	23	
	59	機械検査	31	
	60	機械保全	41	
	61	電子機器組立て	94	
	62	電気機器組立て	8	
	63	ブリント配線板製造	4	
		小計	634	
その他	64	家具製	37	
	65	印刷	18	
	66	製本	23	
	67	プラスチック成形	155	
	68	強化プラスチック成形	13	
	69	塗装	300	
	70	溶接	405	
	71	工業包装	137	
	72	紙器・段ボール箱製造	15	
	73	陶磁器工業製品製造	2	
	74	自動車整備	16	
	75	ビルクリーニング	36	
		小計	1,157	
非移行対象職種	76	その他(上記職種のいずれにも該当しない場合)	618	
		合計	9,052	

職種別・技能実習生失踪者数(令和元年)

	番号	職種	人数	
農業関係	1	耕種農	924	
	2	畜産農	208	
小計			1,132	
漁業関係	3	漁船漁	15	
	4	養殖業	97	
小計			112	
建設関係	5	さく井	6	
	6	建築板金	39	
	7	冷凍空気調和機器施工	23	
	8	建築器具製作	13	
	9	建築大工	144	
	10	型枠施工	487	
	11	鉄筋施工	371	
	12	とび	1,420	
	13	石材施工	16	
	14	タイル張	43	
	15	かわらぶき	22	
	16	左官	100	
	17	配管	138	
	18	熱絶縁施工	15	
	19	内装仕上げ施工	137	
	20	サッシ施工	15	
	21	防水施工	147	
	22	コンクリート圧送施工	47	
	23	ウエルポイント施工	0	
	24	表装	23	
	25	建設機械施工	386	
	26	築炉	0	
	小計			3,592
	食品製造関係	27	缶詰巻締	6
		28	食鳥処理工業	51
		29	加熱性水産加工食品製造業	155
30		非加熱性水産加工食品製造業	257	
31		水産練り製品製造	25	
32		牛豚食肉処理工業	46	
33		ハム・ソーセージ・ベーコン製造	29	
34		パン	40	
35		そいう菜製造業	276	
36		農産物漬物製造業	5	
小計			890	
繊維・衣服関係	37	紡績運転	15	
	38	織布運	22	
	39	染色	11	
	40	ニット製品製造	5	
	41	たて編ニット生地製造	4	
	42	婦人子供服製造	397	
	43	紳士服製造	25	
	44	下着類製造	9	
	45	寝具製作	18	
	46	カーベット製造	3	
	47	帆布製品製造	19	
48	布はく縫製	7		
49	座席シート縫製	21		
小計			556	
機械・金属関係	50	鋳造	57	
	51	鍛造	0	
	52	ダイカスト	15	
	53	機械加工	156	
	54	金属プレス加工	115	
	55	鉄工	77	
	56	工場板金	45	
	57	めっき	35	
	58	アルミニウム陽極酸化処理	5	
	59	仕上げ	29	
	60	機械検査	30	
	61	機械保全	38	
	62	電子機器組立て	116	
	63	電気機器組立て	20	
	64	プリント配線板製造	3	
	小計			741
その他	65	家具製作	42	
	66	印刷	22	
	67	製本	20	
	68	プラスチック成形	186	
	69	強化プラスチック成形	16	
	70	塗装	318	
	71	溶接	416	
	72	工業包装	108	
	73	紙器・段ボール箱製造	26	
	74	陶磁器工業製品製造	5	
	75	自動車整備	33	
	76	ビルクリーニング	37	
	77	介護	3	
	78	リネンサブライ	20	
小計			1,252	
非移行対象職種	79	その他(上記職種のいずれにも該当しない場合)	521	
合計			8,796	

職種別・技能実習生失踪者数(令和2年)

	番号	職種	人数	
農業関係	1	耕種業	544	
	2	畜産業	101	
		小計	645	
漁業関係	3	漁業	8	
	4	養殖業	54	
		小計	62	
建設関係	5	さく井	5	
	6	建築板金	44	
	7	冷凍空調機器施工	17	
	8	建築器具製作	3	
	9	建築大工	126	
	10	型枠施工	312	
	11	鉄筋施工	313	
	12	とび	979	
	13	石材施工	16	
	14	タイル張り	26	
	15	かわらぶき	22	
	16	左官	82	
	17	配管	110	
	18	熱絶縁施工	11	
	19	内装仕上げ施工	131	
	20	サッシ施工	13	
	21	防水施工	106	
	22	コンクリート圧送施工	34	
	23	ウエルポイント施工	0	
	24	表装	14	
	25	建設機械施工	322	
	26	築炉	7	
			小計	2,693
	食品製造関係	27	缶詰巻締	6
		28	食鳥処理加工	30
		29	加熱性水産加工食品製造業	60
30		非加熱性水産加工食品製造業	147	
31		水産練り製品製造	16	
32		牛豚食肉処理加工業	29	
33		ハム・ソーセージ・ベーコン製造	20	
34		パン製造	16	
35		そう菜製造業	180	
36		農産物漬物製造業	3	
37		医療・福祉施設給食製造	0	
		小計	507	
繊維・衣服関係	38	紡績運転	18	
	39	織布運転	20	
	40	染色	10	
	41	ニット製品製造	14	
	42	たて編ニット生地製造	4	
	43	婦人子供服製造	249	
	44	紳士服製造	18	
	45	下着類製	4	
	46	寝具製作	2	
	47	カーベット製	1	
	48	帆布製品製	14	
	49	布はく縫製	4	
	50	座席シート縫製	23	
		小計	381	
機械・金属関係	51	鋳造	36	
	52	鍛造	0	
	53	ダイカスト	9	
	54	機械加工	78	
	55	金属プレス加工	71	
	56	鉄工	58	
	57	工場板金	29	
	58	めっき	15	
	59	アルミニウム陽極酸化処理	4	
	60	仕上げ	17	
	61	機械検査	32	
	62	機械保全	23	
	63	電子機器組立て	59	
	64	電気機器組立て	16	
	65	プリント配線板製造	7	
		小計	454	
その他	66	家具製作	23	
	67	印刷	9	
	68	製本	11	
	69	プラスチック成形	114	
	70	強化プラスチック成形	8	
	71	塗装	212	
	72	溶接	281	
	73	工業包装	101	
	74	紙器・段ボール箱製造	30	
	75	陶磁器工業製品製造	6	
	76	自動車整備	27	
	77	ビルクリン	53	
	78	介護	7	
	79	リネンサブライ	17	
	80	コンクリート製品製造	0	
	81	宿泊	0	
		小計	899	
社内検定型	82	空港グラウンドハンドリング	0	
非移行対象職種	83	その他(上記職種のいずれにも該当しない場合)	244	
		合計	5,885	

職種別・技能実習生失踪者数(令和3年)

	番号	職種	人数	
農業関係	1	耕種業	587	
	2	畜産業	91	
		小計	678	
漁業関係	3	漁業	5	
	4	養殖業	50	
		小計	55	
建設関係	5	土木	10	
	6	建築板金	60	
	7	冷凍空調機器施工	25	
	8	建築器具製作	6	
	9	建築大工	157	
	10	型枠施工	477	
	11	鉄筋施工	394	
	12	とび	1,527	
	13	石材施工	18	
	14	タイル張り	32	
	15	かわらぶき	26	
	16	左官	94	
	17	配管	125	
	18	熱絶縁施工	28	
	19	内装仕上げ施工	165	
	20	サッシ施工	15	
	21	防水施工	149	
	22	コンクリート圧送施工	40	
	23	ウエルポイント施工	2	
	24	表装	26	
	25	建設機械施工	453	
	26	築炉	9	
			小計	3,838
	食品製造関係	27	缶詰巻締	9
		28	食鳥処理加工業	29
		29	加熱性水産加工食品製造業	70
30		非加熱性水産加工食品製造業	144	
31		水産練り製品製造業	11	
32		牛豚食肉処理加工業	19	
33		ハム・ソーセージ・ベーコン製造	11	
34		パン	21	
35		そいう菜製造業	175	
36		農産物漬物製造業	3	
37	医療・福祉施設給食製造	6		
		小計	498	
繊維・衣服関係	38	紡績運転	9	
	39	織布運転	24	
	40	染色	5	
	41	ニット製品製造	11	
	42	たて編ニット生地製造	3	
	43	婦人子供服製	277	
	44	紳士服製	19	
	45	下着類製	6	
	46	寝具製	7	
	47	カーベット製	0	
	48	帆布製品製	20	
	49	布はく縫製	5	
	50	座席シート縫製	23	
		小計	409	
機械・金属関係	51	鋳造	44	
	52	鍛造	1	
	53	ダイカスト	11	
	54	機械加工	73	
	55	金属プレス加工	63	
	56	鉄工	84	
	57	工場板金	23	
	58	めっき	21	
	59	アルミニウム陽極酸化処理	1	
	60	仕上げ	25	
	61	機械検査	36	
	62	機械保全	24	
	63	電子機器組立て	38	
	64	電気機器組立て	14	
	65	プリント配線板製造	3	
		小計	461	
その他	66	家具製作	32	
	67	印刷	22	
	68	製本	8	
	69	プラスチック成形	122	
	70	強化プラスチック成形	27	
	71	塗装	263	
	72	溶接	354	
	73	工業包装	132	
	74	紙器・段ボール箱製造	26	
	75	陶磁器工業製品製造	5	
	76	自動車整備	43	
	77	ピルクリーニン	74	
	78	介護	23	
	79	リネンサブライ	16	
	80	コンクリート製品製造	9	
	81	宿泊	0	
	82	RF製造	0	
	83	鉄道施設保守整備	0	
84	ゴム製品製造	0		
		小計	1,156	
社内検定型	85	空港グラウンドハンドリング	0	
非移行対象職種	86	その他(上記職種のいずれにも該当しない場合)	72	
		合計	7,167	

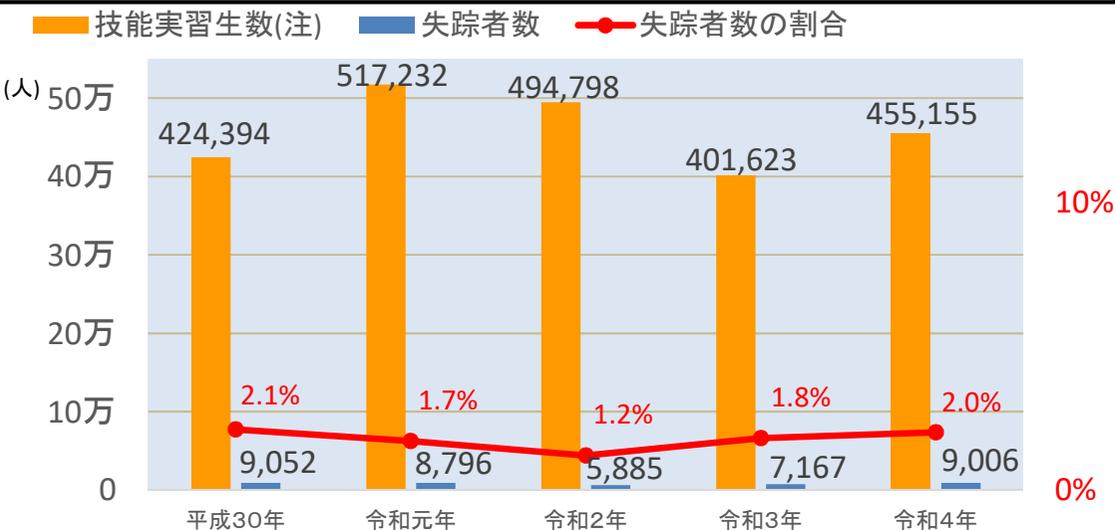
職種別・技能実習生失踪者数(令和4年)

	番号	職種	人数	
農業関係	1	耕種農	779	
	2	畜産農	169	
	小計		948	
漁業関係	3	漁船漁	14	
	4	養殖	79	
	小計		93	
建設関係	5	さく井	26	
	6	建築板金	99	
	7	冷凍空気調和機器施工	31	
	8	建築器具製作	7	
	9	建築大工	142	
	10	型枠施工	593	
	11	鉄筋施工	438	
	12	とび	1,785	
	13	石材施工	21	
	14	タイル張り	43	
	15	かわらぶき	24	
	16	左官	147	
	17	配管	173	
	18	熱絶縁施工	49	
	19	内装仕上げ施工	199	
	20	サッシ施工	17	
	21	防水施工	170	
	22	コンクリート圧送施工	49	
	23	ウエルポイント施工	4	
	24	表装	26	
	25	建設機械施工	666	
	26	築炉	8	
	小計		4,717	
	食品製造関係	27	缶詰巻締	7
		28	食鳥処理加工	33
		29	加熱性水産加工食品製造	103
30		非加熱性水産加工食品製造	173	
31		水産練り製品製造	15	
32		牛豚食肉処理加工	29	
33		ハム・ソーセージ・ベーコン製造	22	
34		パン製造	46	
35		そう菜製造	251	
36		農産物漬物製造	4	
37		医療・福祉施設給食製造	14	
小計		697		
繊維・衣服関係	38	紡績運転	4	
	39	織布運転	18	
	40	染色	8	
	41	ニット製品製造	9	
	42	たて編ニット生地製造	6	
	43	婦人子供服製造	240	
	44	紳士服製造	13	
	45	下着類製	12	
	46	寝具製	9	
	47	力一ベット製	2	
	48	帆布製品製	14	
	49	布はく縫製	8	
	50	座席シート縫製	31	
	小計		374	
機械・金属関係	51	鋳造	43	
	52	鍛造	0	
	53	ダイカスト	11	
	54	機械加工	93	
	55	金属プレス加工	72	
	56	鉄工	103	
	57	工場板金	53	
	58	めっき	33	
	59	アルミニウム陽極酸化処理	2	
	60	仕上げ	23	
	61	機械検査	30	
	62	機械保全	23	
	63	電子機器組立て	33	
	64	電気機器組立て	23	
	65	プリント配線板製造	4	
	小計		546	
	その他	66	家具製作	36
67		印刷	24	
68		製本	13	
69		プラスチック成形	149	
70		強化プラスチック成形	16	
71		塗装	336	
72		溶接	435	
73		工業包装	165	
74		紙器・段ボール箱製造	25	
75		陶磁器工業製品製造	6	
76		自動車整備	57	
77		ビルクリーニング	93	
78		介護	75	
79		リネンサブライ	23	
80		コンクリート製品製造	33	
81		宿泊	3	
82		RPF製造	0	
83		鉄道施設保守整備	0	
84		ゴム製品製造	1	
85	鉄道車両整備	0		
小計		1,490		
社内検定型	86	空港グランドハンドリング	0	
非移行対象職種	87	その他(上記職種のいずれにも該当しない場合)	141	
合計			9,006	

失踪技能実習生を減少させるための施策

1 失踪の主な原因

- ◇ 賃金等の不払いなど、実習実施者側の不適正な取扱い
- ◇ 入国時に支払った費用の回収等、実習生側の経済的な事情



(注)技能実習生数は、前年末の在留技能実習生と当年に新規入国した技能実習生の合計人数

2 これまでの取組

- ◇ 平成29年11月に施行された技能実習法の下、外国人技能実習機構による適正化に向けた各種取組
 - ・ 技能実習計画の認定制
 - ・ 定期的な実地検査
 - ・ 二国間取決めによる送出しの適正化
 - ・ 違約金の定めなどの不適正な契約を認知した場合は、監理団体の許可を取り消し、送出国政府に通報するなど厳正に対処
 - ・ 監理団体の許可制
 - ・ 母国語相談体制の充実
- ◇ 法務省技能実習PTによる制度の適正化に向けた検討 (PTにおける主な指摘事項)
 - ・ 失踪等事案の届出受理後の初動対応強化
 - ・ 二国間取決めや省令改正、在留カード番号等の活用などによる制度の適正化の一層の推進
 - ・ 技能実習生に対する支援・保護の強化

3 失踪防止に向けた主な施策

①不適切な監理団体・実習実施者等を制度に関与させないための施策

- ・ 失踪者を出した送出機関・監理団体・実習実施者に対し、帰責性等を踏まえて技能実習生の新規受入れを停止
- ・ 相手国におけるブローカー対策を促すなど、二国間取決めに基づく対応の強化

②実習中の技能実習生を失踪させないための施策

- ・ 失踪技能実習生を雇用した企業の刑事告発及び公表
- ・ 特定技能の調査に併せて、技能実習生からも処遇状況(賃金等支払状況や人権侵害の有無)についてヒアリング

③失踪した技能実習生の不法就労を防止する施策

- ・ 失踪をさせた企業から失踪先等に係る情報収集の強化
- ・ 在留カード番号等を活用した不法就労等の摘発強化
- ・ 失踪技能実習生の在留資格取消しの強化
- ・ 失踪技能実習生に係る情報の関係省庁との共有

④その他

- ・ 失踪・死亡事案発生時の速やかな実地検査等の実施
- ・ 制度の厳格化について入管庁から監理団体に対して直接周知

※上記①～④の施策の実施に併せて、技能実習生に対する支援制度の周知徹底も行う。

外国人技能実習生の失踪を発生させないために

失踪の原因

- 賃金等の不払いなど、実習実施側の不適切な取扱い
- 入国時に支払った費用の回収等、実習生側の経済的な事情

失踪を発生させないために日頃から配慮していただきたいこと

○外国人に対してはあらかじめ業務内容をよく説明し、仕事内容について納得感をもってもらうことが必要です。

雇用契約の締結時には技能実習計画は認定されていませんが、本邦に入国後に従事することとなる実習内容を事前に把握しておくことが望ましいことから、技能実習生に対し予定される技能実習における業務内容や修得等しようとする技能等の内容を説明することが望まれます。

○トラブルを未然に防ぎ、気持ちよく働いてもらうためにも、給料の仕組みや控除の理由を丁寧に説明してください。

技能実習生に対し待遇を説明する際には、技能実習生の言語に対応する雇用契約書及び雇用条件書を提示して説明してください。必要に応じて通訳をつけるなどした上で、内容を詳細に説明し技能実習生の理解を得ることが望ましいと考えられます。その際、賃金については、総支給額のみを説明するのではなく、控除される税金・社会保険料や食費・居住費等を徴収する場合にはその金額や目的、内容等について丁寧に説明してください。

○異文化への理解を深め、お互いを尊重することで誤解が生じないようにすることが重要です。相手も自分と同じ価値観や指向だろう、という前提に立たないことが大切です。

○文化等の違いから、指導やアドバイスをしただけのつもりでも、相手に嫌な気持ちをさせてしまうことがあるので、注意をして接するようにしましょう。

技能実習生の指導等に際しては、文化や言語の理解力等の違いなどから指導する側の意図に反し誤って伝わってしまい、極めて深刻な結果となってしまうことがあります。このようなことにならないためにも、日頃から個々の技能実習生の状況に十分配慮して、指導に際しても丁寧な態度でコミュニケーションをとり、信頼関係の構築に努めることが必要です。

技能実習生への必要な指導等のつもりであったとしても、暴言や脅迫（例：指示に従わなければ帰国させる旨の発言等）、暴行（例：殴打、足蹴りを行う、工具で叩く等）といった行為は当然ながら許されません。

広報用動画の配信（日本語含め10か国語で対応）

○技能実習生等を対象に、制度概要や実習中に問題が起きた時の対処方法や相談先などを多言語で紹介する動画を配信しています。入国前後の講習等様々な機会において積極的に活用願います。



外国人技能実習生からのメッセージ

8か国語での申告・相談が
電話・メール・手紙で可能

外国人技能実習機構

ベトナム語	英語
中国語	タイ語
インドネシア語	カンボジア語
フィリピン語	ミャンマー語

母国語相談 //

みなさんの母国語で相談を行うことができます

決してこのような誘いには乗ってはいけません

動画タイトル：外国人技能実習制度について（技能実習生・これから技能実習生になる皆様へ）※日本語含め10か国対応
掲載リンク：https://www.moj.go.jp/isa/about/pr/nyuukokukanri01_00182.html（出入国在留管理庁ウェブサイト）

もし失踪が発生してしまったら・・・？

Step1 所在把握のための取組

【ポイント】技能実習生の行方が分からなくなるなど、失踪の疑いが生じた場合

- 同僚の技能実習生からの情報収集や本人のSNSの発信状況を確認するなどにより、所在把握に努める。
- 送出国等と連携しながら、**本国の緊急連絡先(当該技能実習生の家族等)に対して、当該技能実習生からの連絡がないかを確認するとともに、本人に対して①監理団体等の保護下に戻る、②(監理団体等による保護を望まない場合は)外国人技能実習機構に連絡すること等を説得することを依頼する。**

- 失踪が発生させないことがまずは重要ですが、万一、失踪が発生した場合に備えて、技能実習生の本国等における緊急連絡先を把握しておくことが有効です。
- 監理団体には、技能実習の終了後に、**帰国が円滑になされるように必要な措置を講ずる義務**があります。その観点から、外国人技能実習機構への届出と並行して、**可能な限り失踪した技能実習生の所在把握に努めていただくことが重要**です。
- 昨今、友人やSNS等の情報を受けて一時的に失踪に至ったものの、その後翻意するケースもありますので、こうした取組はとりわけ重要になります。

Step2 外国人技能実習機構への連絡

【ポイント】失踪が発生し、技能実習の実施が困難となった場合

- (団体監理型実習実施者の場合)監理団体に対して遅滞なく連絡を行う。
- (企業単独型実習実施者又は監理団体の場合)技能実習の実施が困難になった事由が発生してから2週間以内に、機構の地方事務所・支所の認定課に**技能実習実施困難時届出書を提出**する。

※併せて、警察署への行方不明届出の提出を行ってください。

Step3 帰国措置又は復帰、転籍支援

- 所在が判明した場合は、本人の希望に応じて、帰国までの必要な措置、復職や転籍等の支援を実施してください。
 - ※ 技能実習実施困難時届出書の提出後における同実習実施者への復帰及び転籍に当たって御不明点がある場合は、機構に御相談ください。
 - ※ 専ら技能実習生の都合による転籍は認められませんので、留意願います。

Step4 失踪理由の把握と再発防止策の検討

- 失踪の理由には、賃金未払い等の実習実施者側の不適切な取扱いも一部あることから、技能実習生の所在を把握した場合には、そういった行為が行われていないか本人や同僚の技能実習生からの聴取も含め、確認することが必要です。
- また、不適切な取扱いでなくとも、先の**入国前の丁寧な説明やコミュニケーション等の配慮が行われているか、監理団体と実習実施者の間で自己点検を行っていただき、再発防止に努めていただくことが重要**です。

～外国人を雇用する受入機関の皆さんへ～
職場での
コミュニケーションにおすすめ



こうかんノート



日本語能力の向上

信頼関係ができて
悩みを相談しやすい

考えや気持ちの言語化

↓こうかんノートのサンプルはこちら↓



世界をつなぐ。未来をつくる。

出入国在留管理庁

Immigration Services Agency



世界をつなぐ。未来をつくる。

出入国在留管理庁

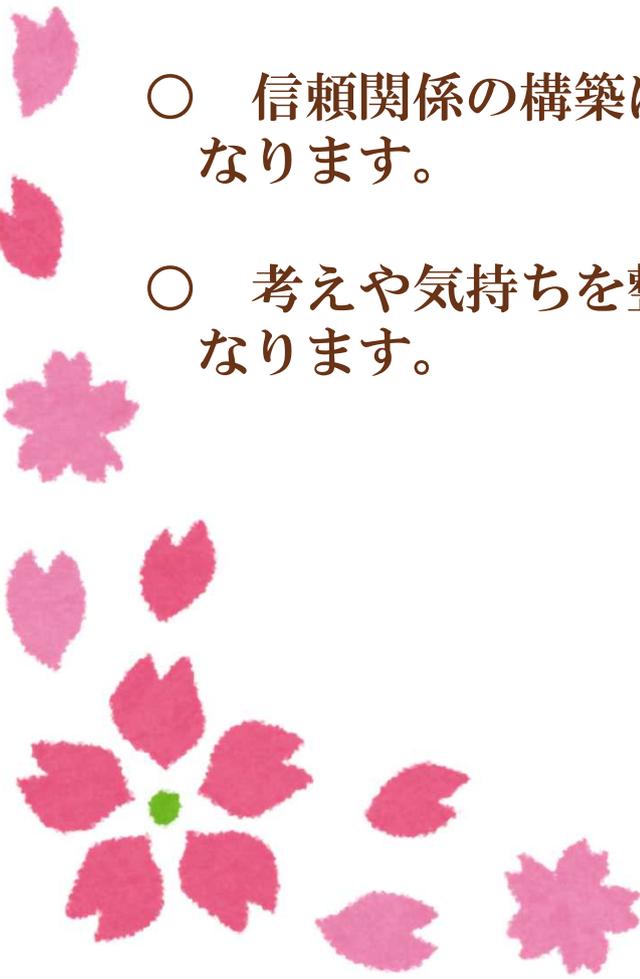
Immigration Services Agency

～外国人を雇用する受入機関の皆さんへ～

こうかんノート 始めてみませんか

- 日本語に慣れるので読み書きが上達します。
- 信頼関係の構築につながり悩みを相談しやすくなります。
- 考えや気持ちを整理し、言語化できるようになります。

↓こうかんノートのサンプルはこちら↓



～にほんで はたらく みなさんへ～



かいしゃのひと

と

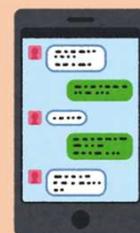
コミュニケーション



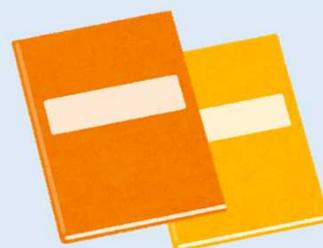
おはなし



アプリで
トーク



こうかんノート



↓こうかんノートのサンプルはこちら↓



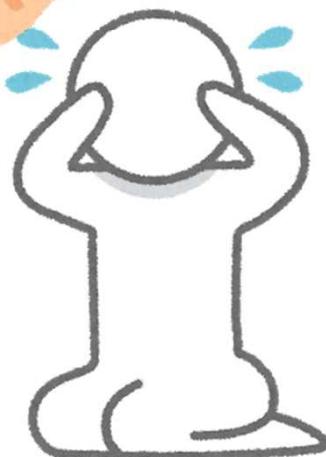
世界をつなぐ。未来をつくる。

出入国在留管理庁

Immigration Services Agency

らんぼう

乱暴はダメ!!!



↓このリーフレットの掲示場所はこちら↓



必要なのは

思いやり。

※ 暴行等の人権侵害行為があると、技能実習生等の受入れができなくなります。



ISA

世界をつなぐ。未来をつくる。

出入国在留管理庁

Immigration Services Agency

妊娠を理由に技能実習を一方的に終了することはできません

- ・妊娠、出産等を理由とした解雇や不利益取扱いは法律で禁止されています。
- ・送出機関が技能実習生との間で、妊娠等を理由として帰国することを約束することは許されません。
- ・技能実習生から妊娠を伝えられた場合には、監理団体・実習実施者は技能実習生と話し合い、技能実習生の希望も踏まえて必要な対応をしてください。

技能実習生の妊娠が分かったら

- 技能実習生は妊娠に戸惑い、技能実習を続けられるかなど大きな不安を抱えています。監理団体・実習実施者は、技能実習生向けリーフレットを渡し、技能実習をやめる必要はないことや、妊娠・出産についての支援制度を説明するとともに妊娠中・出産後の技能実習生に対して必要な措置を講じてください。

<妊娠中・出産後の技能実習生に配慮が必要なこと>

- ☑実習実施者は、妊娠中・出産後の技能実習生を、重量物を取り扱う業務、有害ガスを発生する場所等に就かせることはできません。また、妊娠中・出産後の技能実習生から請求があれば、時間外労働や休日労働、深夜労働をさせることはできません。
- ☑実習実施者は、技能実習生が妊産婦のための保健指導や健康診査を受けるために必要な時間を確保しなければなりません。
- ☑実習実施者は、技能実習生が医師等から、妊娠中に通勤緩和や休憩の取得等に関する指導を、妊娠中や出産後に作業制限や勤務時間の短縮、休業等の指導を受けた場合は、これらの措置を講じる必要があります。
- ☑監理団体・実習実施者は、上記対応によって、技能実習計画で定めた作業内容等の変更が必要となる場合は、外国人技能実習機構へ相談してください。

- 監理団体・実習実施者は、技能実習生の定期的な病院受診や市町村での手続（母子健康手帳の交付等）を支援し、安心して妊娠に向き合える環境の整備に努めてください。

技能実習生と話し合っていたきたいこと

- 監理団体・実習実施者は、技能実習を最後まで行えることを説明した上で、技能実習の継続意思や、日本での出産を希望するかを確認してください。
- 技能実習生が帰国を希望する場合には、「妊娠等に関連した技能実習期間満了前の帰国についての申告書」（技能実習制度運用要領参考様式1-42号）を活用しつつ、実習の再開の時期や手続等について、技能実習生に説明し、技能実習を終期まで円滑に行えるよう努めてください。
- 技能実習生が実習終了を希望する場合は、円滑な帰国のために必要な措置を講じる必要があり、技能実習生に負担させることは禁じられています。
- 技能実習を中断又は中止することとなった場合には外国人技能実習機構に技能実習困難時届出書を提出してください。（同届出書を提出した場合であっても、技能実習計画の変更認定申請により、実習を再開することができます。）

技能実習生が日本で出産する場合の留意点

☑ 出産に際し日本で受けられる各種支援制度のほか、出産する病院の選択や入院手続、入院中必要な物や書類の用意など、技能実習生に必要な支援をするよう努めてください。

【出産に伴う手当等の支援制度】

- ・健康保険や国民健康保険の加入者が出産したときは、出産育児一時金が支給されます。また、健康保険の被保険者が出産のため会社を休み、その間に給与の支払いを受けられなかったときは、出産手当金が支給されます。これらの給付は、国籍や出産の場所等に関わらず、受けることができます。
- ・健康保険と厚生年金については、産前産後・育児休業期間中の保険料が免除されます（健康保険組合又は年金事務所で手続が必要です。）。また、国民年金については、産前産後期間の保険料が免除されます（市区町村または年金事務所で手続が必要です。）。

☑ 技能実習生が産前産後休業（※）を取得する場合は、技能実習の一時中断となるため、外国人技能実習機構に技能実習実施困難時届を提出する必要があります。また、在留資格の手続きについては、地方出入国在留管理局へ相談してください。

（※）産前産後休業

実習実施者は、産前は出産予定日の6週間前から、産後は原則として8週間、女性の技能実習生を就業させることはできません。

☑ 技能実習生に、育児休業制度の利用可否について説明し、取得希望を確認してください。一定の要件を満たした技能実習生から、育児休業の申出があった場合は、育児休業を取得させなければなりません。

育児休業は、「子どもが1歳6か月に達する日までに労働契約が満了することが明らかでない者」が対象となります。

※労働契約の満了の時点は、在留期限ではなく、技能実習生の残りの技能実習期間や、次段階（第2号又は第3号）の技能実習を予定しているかで判断してください。

※育児休業給付金は、在留資格にかかわらず支給されます。

☑ お子さんの出生に係る届出等手続については、市町村や、在日大使館に確認するなどし、在留資格の取得手続については、地方出入国在留管理局に相談し、技能実習生に必要な支援をするよう努めてください。

問い合わせ先:外国人技能実習機構（TEL:03-3453-8000）

～各制度の問い合わせ先は、以下のとおり～

厚生年金について⇒年金事務所

国民年金について⇒年金事務所又は市区町村

健康保険について⇒加入先の医療保険者

（協会けんぽ加入者の保険料免除については年金事務所）

国民健康保険について⇒市区町村

育児休業について

産前産後休業について

➡ 労働局

在留資格について⇒入管庁

- ・日本では、妊娠したことで解雇することは法律で禁止しています。
- ・送出国機関や監理団体は、あなたの妊娠を理由に、**あなたに帰国を強制することは許されません。**
- ・解雇されそうになったり帰国するよう言われたら、**外国人技能実習機構(OTIT)へ相談してください。**OTITが支援します。※連絡先は裏面を見てください

妊娠したらどうしたらいいの？

- ☑ 妊娠に気付いたら、監理団体の相談窓口や実習実施先の責任者に妊娠したことを伝えましょう。
- ☑ 外国人技能実習機構や、住んでいる場所の相談窓口にも相談できます。
※連絡先は裏面を見てください
- ☑ 住んでいる市町村の窓口で、妊娠の届出をしましょう。
- ☑ 市町村の窓口で、母子健康手帳と妊婦健康診査の受診券などが貰えるので、妊娠中は定期的に妊婦健康診査を受診しましょう。

妊娠しても働けるの？

- ☑ 日本では、妊娠等を理由に解雇や不利益取扱いをすることは禁止されています。あなたが希望すれば、技能実習を続けることができます。
- ☑ 日本では、子どもが生まれる予定日の6週間前から仕事を休むことができます。

仕事を休みその間の給料がない場合、あなたが入っている健康保険から、出産手当金（いつもの賃金の平均6割程度）が支払われます。

出産後、技能実習を続けられる？

- ☑ 日本では出産後、あなたの身体の健康のため、原則8週間は仕事をすることができません。そのあと、技能実習を再開することができます。

仕事を休みその間の給料がない場合、あなたが入っている健康保険から、出産手当金（いつもの賃金の平均6割程度）が支払われます。

- ☑ 技能実習を中断し、帰国して出産した場合も、再度入国して技能実習を再開することができます。（手続きが必要です。）
- ☑ 技能実習の再開は、外国人技能実習機構などで手続きが必要です。技能実習の再開や再開時期の希望を監理団体・実習実施者に伝えましょう。

相談先

お困りごとは外国人技能実習機構(OTIT)に相談してください
(電話またはメールでの相談が可能です)

対応言語	対応日時	電話番号	OTIT 母国語相談サイトURL
ベトナム語	月～金、土 11:00～19:00 (土曜：9:00～17:00)	0120-250-168	https://www.support.otit.go.jp/soudan/vi/
中国語	月、水、金、土 11:00～19:00 (土曜：9:00～17:00)	0120-250-169	https://www.support.otit.go.jp/soudan/cn/
インドネシア語	火、木 11:00～19:00	0120-250-192	https://www.support.otit.go.jp/soudan/id/
フィリピン語	火、木、土 11:00～19:00 (土曜：9:00～17:00)	0120-250-197	https://www.support.otit.go.jp/soudan/phi/
英語	火、木、土 11:00～19:00 (土曜：9:00～17:00)	0120-250-147	https://www.support.otit.go.jp/soudan/en/
タイ語	木、日 11:00～19:00 (日曜：9:00～17:00)	0120-250-198	https://www.support.otit.go.jp/soudan/th/
カンボジア語	木 11:00～19:00	0120-250-366	https://www.support.otit.go.jp/soudan/kh/
ミャンマー語	火 11:00～19:00	0120-250-302	https://www.support.otit.go.jp/soudan/mm/

妊娠中の心配ごとをはじめとした生活に関するお困りごとは住んでいる地域の相談窓口でも相談できます

地域における相談窓口 (外国人生活支援ポータルサイト)	http://www.moj.go.jp/isa/content/930004512.pdf ※各窓口によって対応可能な言語が異なります。
多言語生活相談窓口 ((一財)自治体国際化協会)	http://www.clair.or.jp/j/multiculture/association/consultation_list.html

「生活・就労ガイドブック」にも
出産・子育てに関する情報が載っています

<http://www.moj.go.jp/isa/support/portal/index.html>



対応言語：日本語（やさしい日本語を含む）、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、タイ語、インドネシア語、ミャンマー語、クメール(カンボジア)語、フィリピン語、モンゴル語

職種・作業別 在留資格「技能実習」に係る在留者数（令和5年末時点：404,556人）

1 農業関係（2職種6作業）（30,171人）（人）

職種名	作業名	在留者数
耕種農業 ● (24,466人)	施設園芸	13,431
	畑作・野菜	10,538
	果樹	497
畜産農業 ● (5,705人)	養豚	1,146
	養鶏	1,999
	酪農	2,560

2 漁業関係（2職種10作業）（3,103人）（人）

職種名	作業名	在留者数
漁船漁業 ● (1,348人)	かつお一本釣り漁業	273
	延縄漁業	41
	いか釣り漁業	119
	まき網漁業	470
	ひき網漁業	257
	刺し網漁業	32
	定置網漁業	115
	かに・えびかご漁業	40
	棒受網漁業△	1
	養殖業 ●(1,755人)	ほたてがい・まがき養殖

3 建設関係（22職種33作業）（92,015人）（人）

職種名	作業名	在留者数
さく井 (450人)	ハーカッション式さく井工事	109
	ロータリー式さく井工事	341
建築板金 (2,218人)	ダクト板金	902
	内外装板金	1,316
冷凍空調機器施工 (844人)	冷凍空調機器施工	844
建具製作 (302人)	木製建具手加工	302
建築大工 (4,232人)	大工工事	4,232
型枠施工 (11,107人)	型枠工事	11,107
鉄筋施工 (9,952人)	鉄筋組立て	9,952
とび (26,542人)	とび	26,542
石材施工 (505人)	石材加工	256
	石張り	249
タイル張り (900人)	タイル張り	900
かわらぶき (493人)	かわらぶき	493
左官 (3,261人)	左官	3,261
配管 (3,556人)	建築配管	2,803
	プラント配管	753
熱絶縁施工 (1,377人)	保温保冷工事	1,377
内装仕上げ施工 (4,917人)	プラスチック系床仕上げ工事	410
	カーベット系床仕上げ工事	198
	鋼製下地工事	691
	ボード仕上げ工事	2,874
カーテン工事 (744人)	カーテン工事	744
	ビル用サッシ施工	463
サッシ施工 (463人)	ビル用サッシ施工	463
防水施工 (3,658人)	シーリング防水工事	3,658
コンクリート圧送施工 (863人)	コンクリート圧送工事	863
ウェルポイント施工 (47人)	ウェルポイント工事	47
表装 (752人)	壁装	752
建設機械施工 ● (15,331人)	押土・整地	400
	構込み	775
	掘削	10,392
	締固め	3,764
築炉 (245人)	築炉	245

4 食品製造関係（11職種18作業）（78,361人）（人）

職種名	作業名	在留者数
缶詰巻締 ● (542人)	缶詰巻締	542
食鳥処理加工業 ● (4,177人)	食鳥処理加工	4,177
加熱性水産加工食品製造業 ● (5,740人)	節類製造	447
	加熱乾製品製造	949
	調味加工品製造	4,269
	くん製品製造	75

4 食品製造関係（11職種18作業）（続き）（人）

職種名	作業名	在留者数
非加熱性水産加工食品製造業 ● (13,612人)	塩蔵品製造	6,629
	乾製品製造	2,173
	発酵食品製造	1,024
水産練り製品製造 (1,310人)	調理加工品製造	396
	生食用加工品製造	3,390
	かまぼこ製品製造	1,310
牛豚食肉処理加工業 ● (2,940人)	牛豚部分肉製造	2,940
ハム・ソーセージ・ベーコン製造 (2,471人)	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	2,471
パン製造 (5,386人)	パン製造	5,386
そう菜製造業 ● (38,538人)	そう菜加工	38,538
農産物漬物製造業 ● △ (627人)	農産物漬物製造	627
医療・福祉施設給食製造 ● △ (3,018人)	医療・福祉施設給食製造	3,018

5 繊維・衣服関係（13職種22作業）（25,650人）（人）

職種名	作業名	在留者数
紡績運転 ● (673人)	前紡工程	65
	精紡工程	203
	巻糸工程	28
	合ねん糸工程	377
	準備工程	171
織布運転 ● (1,190人)	製織工程	996
	仕上工程	23
	糸浸染	157
	織物・ニット浸染	435
	靴下製造	266
染色 (592人)	丸編みニット製造	83
	たて編ニット生地製造 ● (190人)	たて編ニット生地製造
ニット製品製造 (349人)	丸編みニット製造	83
	たて編ニット生地製造 ● (190人)	たて編ニット生地製造
婦人子供服製造 (17,288人)	婦人子供既製服縫製	17,288
紳士服製造 (1,158人)	紳士既製服製造	1,158
下着類製造 ● (904人)	下着類製造	904
寝具製作 (463人)	寝具製作	463
カーベット製造 ● △ (169人)	織じゅうたん製造	2
	タフテッドカーベット製造	27
ニードルパンチカーベット製造 (140人)	ニードルパンチカーベット製造	140
帆布製品製造 (916人)	帆布製品製造	916
布はく縫製 (235人)	ワイシャツ製造	235
座席シート縫製 ● (1,523人)	自動車シート縫製	1,523

6 機械・金属関係（17職種34作業）（57,260人）（人）

職種名	作業名	在留者数
鑄造 (3,384人)	鑄鉄鋳物鑄造	2,325
	非鉄金属鑄物鑄造	1,059
鍛造 (411人)	ハンマ型鍛造	106
	プレス型鍛造	305
ダイカスト (1,673人)	ホットチャンパダイカスト	152
	コールドチャンパダイカスト	1,521
機械加工 (10,375人)	普通旋盤	2,266
	フライス盤	1,796
	数値制御旋盤	3,497
	マシニングセンタ	2,816
金属プレス加工 (8,726人)	金属プレス	8,726
鉄工 (5,074人)	構造物鉄工	5,074
工場板金 (3,705人)	機械板金	3,705
めっき (2,890人)	電気めっき	2,318
	溶融亜鉛めっき	572
アルミニウム陽極酸化処理 (404人)	陽極酸化処理	404
仕上げ (2,134人)	治工具仕上げ	291
	金型仕上げ	283
機械検査 (5,697人)	機械組立仕上げ	1,560
	機械検査	5,697
機械保全 (1,944人)	機械系保全	1,944
電子機器組立て (7,762人)	電子機器組立て	7,762

6 機械・金属関係（17職種34作業）（続き）（人）

職種名	作業名	在留者数
電気機器組立て (1,994人)	回転電機組立て	373
	変圧器組立て	67
	配電盤・制御盤組立て	915
	開閉制御器具組立て	319
プリント配線板製造 (1,085人)	回転電機巻線製作	320
	プリント配線板設計	16
アルミニウム圧延・押出製品製造 ● △ (0人)	引抜加工	0
	仕上げ	2
金属熱処理業 ● (0人)	全体熱処理	0
	表面熱処理（浸炭・浸炭窒化・窒化）	0
	部分熱処理（高周波熱処理・炎熱処理）	0

7 その他（21職種38作業）（109,945人）（人）

職種名	作業名	在留者数
家具製作 (2,161人)	家具手加工	2,161
	オフセット印刷	1,258
	グラビア印刷 ● △	334
製本 (1,920人)	製本	1,920
プラスチック成形 (18,921人)	圧縮成形	1,667
	射出成形	15,406
	インフレーション成形	693
強化プラスチック成形 (852人)	ブロー成形	1,155
	手積み積層成形	852
	塗装 (13,251人)	建築塗装
	金属塗装	5,579
	鋼橋塗装	544
	噴霧塗装	3,611
溶接 ● (21,238人)	手溶接	3,187
	半自動溶接	18,051
工業包装 (14,148人)	工業包装	14,148
紙器・段ボール箱製造 (2,199人)	印刷箱打抜き	606
	印刷箱製箱	426
陶磁器工業製品製造 ● (261人)	貼箱製造	201
	段ボール箱製造	966
	機械ろくろ成形	53
圧力鑄込み成形 (42人)	圧力鑄込み成形	42
	バッド印刷	166
自動車整備 ● (4,381人)	自動車整備	4,381
ビルクリーニング (6,483人)	ビルクリーニング	6,483
介護 ● (15,909人)	介護	15,909
リネンサプライ ● △ (2,200人)	リネンサプライ仕上げ	2,200
コンクリート製品製造 ● (1,696人)	コンクリート製品製造	1,696
宿泊 ● △ (1,335人)	接客・衛生管理	1,335
RPF製造 ● (99人)	RPF製造	99
鉄道施設保守整備 ● (75人)	軌道保守整備	75
ゴム製品製造 ● △ (1,222人)	成形加工	943
	押出し加工	170
	混練り圧延加工	85
	複合積層加工	24
鉄道車両整備 ● (2人)	走行装置検修・解き装	2
	空気装置検修・解き装	0
木材加工 ● △ (0人)	機械製材	0

8 主務大臣が告示で定める職種（社内検定型の職種・作業（2職種4作業））（103人）（人）

職種名	作業名	在留者数
空港ランドハンドリング ● (103人)	航空機地上支援	0
	航空貨物取扱	59
	客室清掃△	44
ポイラーメンテナンス ● △ (0人)	ポイラーメンテナンス	0

9 その他非移行対象職種等（7,948人）

（注1）項目ごとに付している括弧内の人数は、各項目別の在留者数。（注2）職種・作業別の在留者数は、令和5年末時点の速報値である。（注3）職種・作業の項目は令和5年10月31日時点。（注4）●の職種：技能実習評価試験に係る職種。（注5）△のない職種・作業は3号まで実習可能。

改正法の概要（育成就労制度の創設等）

技能実習制度及び特定技能制度をめぐる状況に鑑み、就労を通じた人材育成及び人材確保を目的とする新たな在留資格として育成就労の在留資格を創設し、育成就労計画の認定及び監理支援を行おうとする者の許可の制度並びにこれらに関する事務を行う外国人育成就労機構を設けるほか、1号特定技能外国人支援に係る委託の制限、永住許可の要件の明確化等の措置を講ずる。（公布の日から原則3年以内に施行（注1））
（注1）準備行為に係る規定は公布即施行

入管法

1. 新たな在留資格創設

○ 技能実習の在留資格を廃止。「育成就労産業分野」（特定産業分野のうち就労を通じて技能を修得させることが相当なもの）に属する技能を要する業務に従事すること等を内容とする「育成就労の在留資格を創設（注2）」。

2. 特定技能の適正化

○ 特定技能所属機関（受入れ機関）が1号特定技能外国人の支援を外部委託する場合の委託先を、登録支援機関に限るものとする。

3. 不法就労助長罪の厳罰化

○ 外国人に不法就労活動をさせる等の不法就労助長罪の罰則を引上げ。（禁刑3年以下又は罰金300万円以下→5年以下又は500万円以下 ※併科可）

4. 永住許可制度の適正化

○ 永住許可の要件を一層明確化し、その基準を満たさなくなった場合等の取消事由を追加。ただし、特段の事情がない限り、在留資格を変更し引き続き在留を許可。

（注2）さらに、一定基準に適合する企業の外国事業所の職員が技能等を修得するための「企業内転勤2号」の在留資格を創設。

4. その他

- 季節性のある分野において、派遣形態による育成就労の実施を認める。
- 制度所管省庁が地域協議会を組織することができるものとし、地域の実情を踏まえた取組について協議を行うものとする。
- 施行までに技能実習生として入国した者は、施行後、現段階から次の段階までの資格変更（例：1号→2号、2号→3号）を一定の範囲で認める。

育成就労法（技能実習法の抜本改正）

1. 育成就労制度の目的・基本方針

- 法律名を「外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律」(育成就労法)に改める。
- 育成就労制度は、育成就労産業分野において、特定技能1号水準の技能を有する人材を育成するとともに、当該分野における人材を確保することを目的とする。
- 政府は基本方針及び分野別運用方針を定めるものとし、分野別運用方針において、各分野の受入れ見込数を設定するものとする。

2. 育成就労計画の認定制度

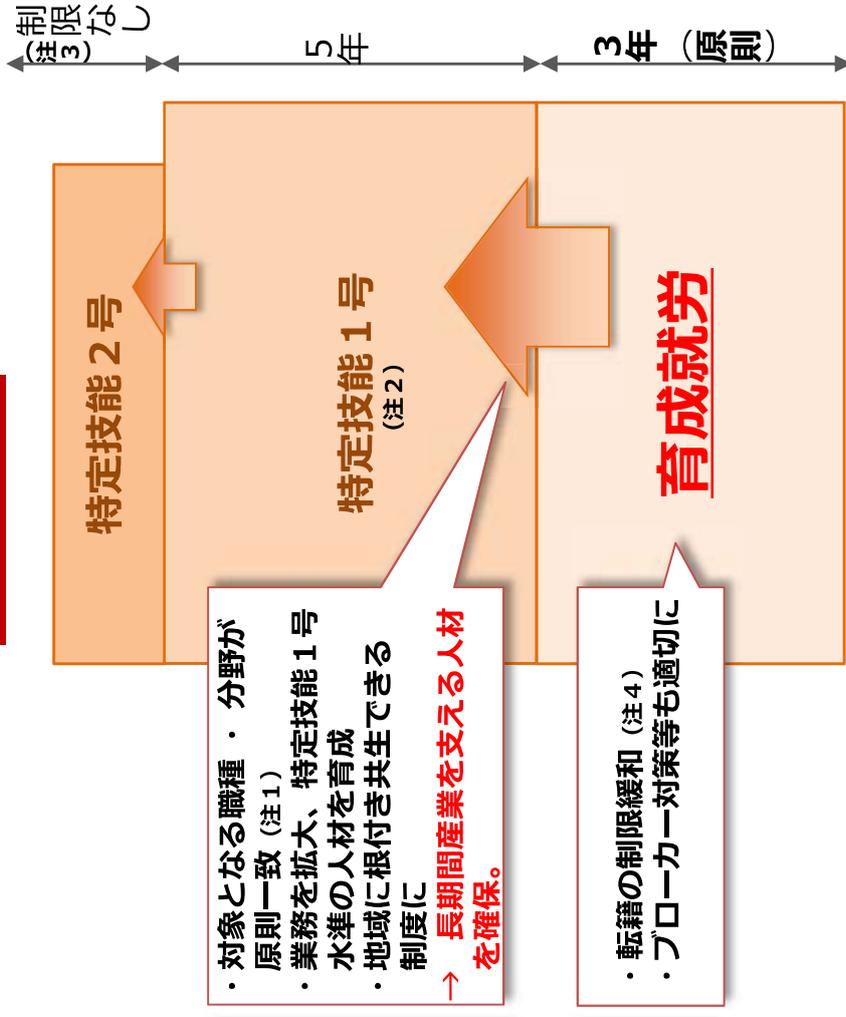
- 育成就労計画の認定に当たって、育成就労の期間が3年以内（注3）であること、業務、技能、日本語能力その他の目標や内容、受入れ機関の体制、外国人が送出機関に支払った費用額等が基準（注4）に適合していることといった要件を設ける。
- 転籍の際には、転籍先において新たな育成就労計画の認定を受けるものとし、当該認定は、①やむを得ない事情がある場合や、②同一業務区分内であること、就労期間（1～2年の範囲で業務の内容等を勘案して主務省令で規定）・技能等の水準・転籍先の適正性に係る一定の要件（注5）を満たす場合（本人意向の転籍）に行う。

3. 関係機関の在り方

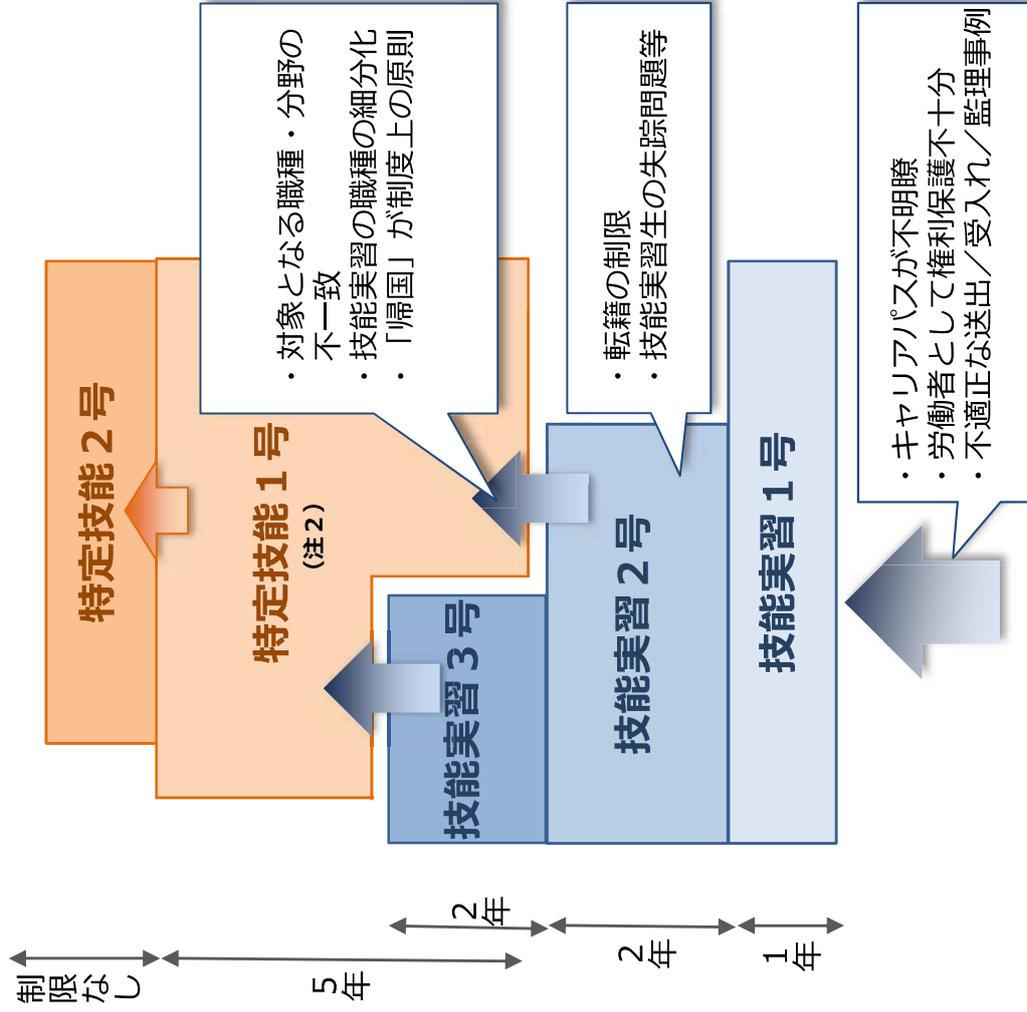
- 監理団体に代わる「監理支援機関」については、外部監査人の設置を許可要件とする。監理支援機関は、受入れ機関と密接な関係を有する役職員を当該受入れ機関に対する業務に関わらせてはならないものとする。
- 外国人技能実習機構に代わる「外国人育成就労機構」を設立。育成就労外国人の転籍支援や、1号特定技能外国人に対する相談援助業務を追加。
（注3）主務省令で定める相当の理由（試験不合格）がある場合は、最大で1年の延長可。
（注4）詳細な要件は、主務省令で定める。
（注5）詳細な要件は、主務省令で定める。
 - ・ 同一機関での就労期間については分野ごとに1年から2年の範囲で設定すること
 - ・ 技能等の水準については、技能検定試験基礎級等及び分野ごとに設定するA1～A2相当の日本語能力に係る試験への合格
 - ・ 転籍先が、育成就労を適正に実施する基準を満たしていることを要件とすることを予定している。

制度見直しのイメージ図

見直し後



現行制度



(注1) 育成就労制度の受入れ対象分野は特定産業分野と原則一致させるが、国内での育成にない分野は育成就労の対象外。

(注2) 特定技能1号については、「試験ルート」での在留資格取得も可能。

(注3) 永住許可につながる場合があるところ、永住許可の要件を一層明確化し、当該要件を満たさなくなった場合等を永住の在留資格取消事由として追加する。

(注4) 転籍の制限緩和の内容

- 「やむを得ない事情がある場合」の転籍の範囲を拡大・明確化するとともに、手続を柔軟化。
- 以下を要件に、同一業務区分内での本人意向による転籍を認める。
 - ・ 同一機関での就労が1～2年(分野ごとに設定)を超えている
 - ・ 技能検定試験基礎級等及び一定水準以上の日本語能力に係る試験への合格
 - ・ 転籍先が、適切と認められる一定の要件を満たす